

平成26年1月23日

小諸市長 柳田剛彦様

小諸市自治基本条例を考える市民討議会

座長 木島和郎 ㊟

小諸市自治基本条例の評価及び検討の結果について（提言）

平成25年5月27日付け25企第51号で依頼のありましたこのことについて、小諸市自治基本条例を考える市民討議会要綱第2条の規定により、下記のとおり提言します。

記

## 1 評価及び検討の経過について

本討議会では、平成25年5月27日の第1回討議会以降、次のとおり8回にわたって討議会を開催し、討議を重ねてきた。

討議にあたっては、事務局から示された条例に基づく取組事例等に基づいて、事前に評価・検討意見を提出し、あらかじめ各討議員の意見を共有した上で、実際の討議を行った。なお、今回が条例制定後初めての評価・検討作業であり、そのための手法等が確立されていないことから、より効果的な討議となるよう、討議の手法等についても互いにアイデアを出し合い、グループ討議等も織り交ぜながら、評価・検討の作業を進めたところである。

- ・第1回討議会 平成25年 5月27日（月）
- ・第2回討議会 平成25年 6月28日（金）
- ・第3回討議会 平成25年 7月26日（金）
- ・第4回討議会 平成25年 8月20日（火）
- ・第5回討議会 平成25年 9月20日（金）
- ・第6回討議会 平成25年10月28日（月）
- ・第7回討議会 平成25年11月25日（月）
- ・第8回討議会 平成25年12月20日（金）

## 2 評価及び検討の過程における討議員からの意見及び確認事項等について

討議会における意見は、「条例の改正に関する事項」と「条例の運用に関する事項」に大別される。

第1回から第6回までの討議会において、各討議員から出された意見及び討議を通じて確認された事項等は、別紙のとおりである。

## 3 小諸市自治基本条例に関する本討議会の課題認識及び条例改正の要否について

本討議会では、第1回から第6回の討議会において、再度の討議が必要な事項を一部残しながらも、ひと通りの評価・検討を終えた。

小諸市自治基本条例は、あらためて言うまでもなく、小諸市の自治の最高規範であり、市民を主体とした協働のまちづくりを進めるための基本原則のほか、自治に関わる各主体が果たす役割や責務、そして市政運営の基本的事項といった、より良い小諸市を創っていくための基本理念やルールを定めたものである。

しかし、本討議会の評価・検討の過程で明らかになり、本討議会として最も重大な課題として認識したことは、小諸市自治基本条例が、制定後4年を経ようとしている中であってなお、条例の理念や内容が市民をはじめとする各主体の中に浸透しておらず、市の執行機関においても、そのための取組みがほとんどなされてきていないばかりでなく、条例で規定された事項を実施するために必要な基礎的な制度すら整備されずに放置されてきたということである。

今回の評価・検討においては、別紙のとおり様々な条例の改正に関する意見が出されたが、これらはいずれも、小諸市の自治の最高規範である小諸市自治基本条例をより良いものにしようという、各討議員の真摯な思いの表れであり、必ずしも、現行の条例の内容に明確な法令上の瑕疵があったり、現状にそぐわない部分があるというわけではない。

以上を総合的に勘案すると、小諸市自治基本条例の理念に沿った取組みが極めて不十分である現状においては、あえて現時点で条例の改正を行うことの意義は認め難く、今、各主体がなすべきは、条例の理念に沿った取組みをまず実践することであり、条例を実効性のあるものにするための提言を行うことこそ、本討議会の役割であるとの認識で一致するに至った。

## 4 本討議会の今後の取組みについて

上記の認識を踏まえ、第7回以降の討議会においては、条例を実効性のあるものにするための各主体の取組み等について討議を行っているところである。

小諸市自治基本条例は、その「第4章 参加と協働」において、市民参加や協働のあり方、また、そのための具体的な手続きなどを「参加と協働のためのルール」として定めることが予定されており、今回の評価・検討に合わせ、その基本的枠組みを本討議会において示すこととしている。

第7回以降の討議内容は、この基本的枠組みに通ずるものであり、討議会において基本的枠組みを取りまとめ次第、別途提言する予定であることを申し添える。

## 5 市の執行機関における市民協働等の取組みの推進について

小諸市自治基本条例の理念に沿った取組みが極めて不十分であることは、市の執行機関においてもまた同様である。

市の執行機関におかれては、小諸市自治基本条例がめざす市民協働のまちづくりに向けて、その取組みを着実に推進するための基礎的な制度の整備に速やかに着手するとともに、条例の理念を実現するため、様々な取組みを充実させることを本討議会として強く要請する。

以上